

伝統文化教育の課題と展望 (I)

—鹿児島市立中学校における能教育の取組事例より—

A Research on Issues and Prospects of Traditional Japanese Culture Education (I):
From an Example of “Noh” Education at Kagoshima City Junior High School

池田哲之*・上畠まゆみ**

Tetsushi Ikeda, Mayumi Kamihata

*鹿児島女子短期大学

**鹿児島市立中学校・一般社団法人東洋文化教育研究所

In this treatise, we considered measures to promote traditional Japanese culture that is on the verge of disappearing. Generational changes and lifestyle changes put traditional Japanese culture at risk of survival.

In terms of ensuring cultural diversity, this situation cannot be neglected. Therefore, this paper confirms the outline of traditional Japanese culture-related legislation, point out its problems, and takes up the attempt of traditional culture education in public junior high schools as a place to spread and enlighten traditional Japanese culture, and discusses its issues and possibilities.

Key words : 世代交代、価値の断絶、文化芸術基本法、ICT 活用、教員育成

change of generation, discontinuity of sense of values, Basic Act on Culture and the Arts

ICT utilization, teachers training system

I. 問題の所在

「平成」から「令和」への改元もすでに2年が経とうとしている。「昭和」元年(1926年)を起点とすれば、本年(2021年)までの間におよそ100年弱の時が流れた。大正天皇崩御日¹⁾の関係で、「昭和」の事実上のスタートは1927年(昭和2年)であるが、同年に生まれた者も今年、齢94をむかえる。

だが「昭和」は、太平洋戦争終結前・後で国家体制(天皇制)のあり方が根本より変革させられ、社会状況が一変したため、実質的には一世一元ではなく、一世二元ともいふべき2つの元号(本論文では便宜上、昭和第I期、同第II期という)から成り立つ特殊な時代であった。それゆえ、物心のつく10歳前後以下で昭和第II期の幕開けと遭遇した世代は、価値観や生活文化—地域・個人差はあるにしろ—は、昭和II期以降の出生者とほぼ同視しうる世代とみることができる。だとすれば、昭和第I期以前(以下、戦前的)の価値観・生活文化を肌身に感じて育った者は、現在、85~86歳以上の世代に限定されるということになる。

では、それら世代に属する者のわが国人口(外国人は含めず)に占める割合はいまやいかほどであるのか。総務省統計局『人口推計』によれば²⁾、85歳以上人口の総数は544万人であり、総人口に占める割合は4.3%であるにすぎない。しかも544万人すべてが社会生活を送れているわけではなく、長年病床にある者や社会との関係が絶たれている者も含んだこれは数字である。

本論文の冒頭、人口学者でもない筆者が、なぜこのような統計の紹介に紙幅を割いたのか。それは戦前的な価値観・生活文化の保持・継承は、何がしかの作為的な手立てを打たないかぎり、早晚、滅失してしまうであろうことが明らかだからである³⁾。

以上の認識をふまえ、ここで本論文の問題意識を提示しておきたい。

なるほど、一口に「戦前的な価値観・生活文化等(=戦前的文化)」と表しても射程は一樣ではなく、戦前的文化のなか

には保持・継承に値しないものが多々ある。女性蔑視の観念や偏狭な愛国主義、個人主義の否定等はその最たる例ではある。

立憲主義に基づく現行憲法下、本論文で保持・継承に値すると考える戦前的文化とは、今日の社会通念から否定されざるをえない文化ではなく一だからといって筆者は、現在の価値観をもって過去の価値観を断罪する立場に与するものではない一、古来、日本人の意識や日常生活一ときに非日常的場面で一のなかで連綿と保持・継承されてきた伝統日本文化（以下、伝統文化）、たとえば「茶の湯」、「能楽」、「邦楽」あるいは四季折々の季節・地域行事、伝来的な美術工芸といった有形・無形の諸文化を指す。

昭和第Ⅰ期世代まで、これら伝統文化は、一例を挙げるなら「茶の湯」は、日本人の嗜み事として女性を中心に⁴⁾、ひととりの点前作法を心得ている者は少なくなかったし、季節に応じた民俗行事を絶えることなく催行していた地域もまた各地にみられた。家庭内での四季行事も同様である。正月行事はもとより、たとえば5月の菖蒲湯、盆時期には野菜で模した牛・馬等を仏壇や床の間に供える家庭も珍しくはなく、人々はこうした伝統行事をとおり、自然・神仏への畏敬の念や郷土愛を育んできた。

が、敗戦がもたらした価値観の強制転換、有り体にはいば占領当局による伝統文化の徹底的な否定⁵⁾ならびに1950年代後半～1970年代前半にかけての高度経済成長という二度の価値革命の洗礼を浴びたわが国は、伝統文化が日常にあった前掲世代の減少、則、同文化の保持・継承の困難性という機序が強く働く社会となってしまった。伝統文化は、縮小再生産の過程に完全に落とし込まれてしまったのである。過去に絶滅した動植物と同じく、文化もひとたび滅失すれば、その再生・復活を図ることは不可能に近い。もちろん、不可抗力で滅びゆく文化もある。江戸時代ブームの昨今ではあるが、同時代の生活様式の直截的な再現は不能であるし、なによりそれを求める者はいま⁶⁾。

だがしかし、伝統文化のなかには、現下の社会通念と共存可能であるばかりか、西欧由来の近代主義を基盤とした社会通念の過誤・歪み—新型コロナ禍が、より鮮明化した—を修正する契機となる特性が含まれている可能性がある⁷⁾。いったいそれはどのような特性であるのか、という点に関しては、先般、別稿⁸⁾で考究して日も浅く、本論文で再論はしないが、ある伝統文化の消滅は、温故の視点から、われわれが歩むべき道を照らしだす灯がひとつ消え去るということにはかならない。

本論文の目的は、たんなる懐旧趣味とは一線を画し、伝統文化が内含する、すぐれて現実的な効用を見込み、教育（学校）現場における伝統文化教育の一実践例を軸に、同文化の保持・継承ならびに普及啓発のあり方を考察することにある。

なお、本論文Ⅰ・Ⅱ・Ⅴは池田、Ⅲ・Ⅳが上畠の担当執筆である。

Ⅱ. 伝統文化保持・継承の概況と関連法制

茶道裏千家の先代家元で、97歳のいまお現役の茶人として伝統文化の特性を国内外で発信する千玄室氏のような稀有な例を別とすれば、昭和第Ⅰ期世代の自然減とグローバリズムの波に侵襲される日本社会の現況に照らし、伝統文化の保持・継承自体が危険水域にあることは先述した。

国（地方自治体との連携を含む。以下、同）も、かかる事態を漫然と放置してきたわけではない。法律レベルでの主要な対応としては、以下の3本の法律を指摘しうる。

伝統文化の保持・継承の観点からみると、まず挙げうるのは文化財保護法である（以下、保護法。同法1条は、法律の目的が文化財の保存と活用にあることを謳うが、本論文では表記の統一上、引用箇所を除き、「保存」、「保護」を一括して「保持」と記す）。

周知のごとく、先の大戦下における波状的かつ無差別の本土空襲は、数十万人に及ぶ国内犠牲者を生んだだけでなく、わが国の伝統文化遺産にも甚大な被害をもたらしたが、戦災を比較的回避しえた府県もないではなかった⁹⁾。貴重な伝統文化財の宝庫である京都・奈良もそうした地域であり、寺社仏閣その他世界的に価値のある伝統文化遺産のあらかたは被災を免れた。

がしかし、1949年1月、現存する世界最古の木造建築である法隆寺（奈良県生駒郡斑鳩町）の金堂が炎上し、壁画が焼損する事故（事件）が発生する。同事故を契機とした「火災など災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論」を背に、伝統文化財保護の統括法として制定されたのが保護法である。法制定の経緯から窺いしれるように、「有形」「無形」文化財の保護を主目的としていた同法に、先年（2018年）、「活用」の視点を取り込む条項修正が加えられたが¹⁰⁾、法改正の眼目は、東京オリンピック開催をにらんだ観光振興にある、との指摘もあり¹¹⁾、改正の効用に、伝統文化保持・継承以上の期待を寄

せるには慎重でなければならない。なんとならば本論文では先述のとおり、伝統文化の保持・継承と並行し、同文化が滲えてきた価値観ないし精神性の普及啓発を図り、現代生活のなかにそれら価値観を取り戻しうる諸制度の整備・運用こそが肝要と思料するからである。

かりに茶道具の名器を複数所持する者（A氏）がいたとしよう。道具類に関する該博な知識を有するA氏が、自己保有の逸品を愛でる日々を送っている、という点に着目すれば、A氏はまさに有形の伝統文化に囲まれた生活者である。しかし、A氏が名品の賞翫に明け暮れるのみで、自身の日常に伝統文化（「茶の湯」の価値観・生活様式等）を寸毫も取り込んでいなければ、茶道具蒐集家ではあっても「茶の湯」者とはいいがたい¹²⁾。

文化と生活の遊離を告発するのは、哲学者の三木清（1897-1945）である¹³⁾。

三木は、つぎのように述べる。

生活と文化は統一されなければならぬ。文化を生活的に考へるといふことは東洋古来の伝統でもある。生活文化の思想は、文化と生活の統一を、生活もすなわち文化であるという根本観念から出発して、いはば下から求めてゆくのである。・・日常的なもののうちに文化的意味を認め、その文化性を高めてゆることが生活文化の思想であり、いはゆる文化もかような生活文化の見地から生活の中に取り入れられ、これによつて文化と生活の乖離を克服してゆく¹⁴⁾。

三木の思念にしたがうなら、伝統工芸品のたんなる愛蔵者や「歌舞伎」、「文楽」等の伝統芸能舞台鑑賞の常連という立位置だけでは、伝統文化と実生活との乖離はなお埋められていない。

ここで、保護法上の「伝統文化」の定義を概述しておく。保護法では、伝来的な日本文化（＝伝統文化）を6つに大別する。建築物・工芸品を有形文化財に、生身の人間が保持する音楽（邦楽）・工芸技術等をはじめとした諸芸（わざ）は無形文化財（個人または団体。個人の場合が俗に称されるところの「人間国宝」である）、衣食住・年中行事・民族芸能を民俗文化財、さらに遺跡・名勝地を記念物、棚田や里山等は文化的景観、宿場町・城下町・固有の情景を濃厚に残している農漁村等を伝統的建造物群、にである。

保護法による文化財等の指定をうければ、現状有姿への変更規制がかけられる反面、文化財保持・継承のための助成措置の対象となる。「日本の国宝・重要文化財の制度というのは、とてもしっかりしたシステムで、建物についても、脆弱な部分もある木造建築物をきちんと守っていきこうという強い意志を感じ」る¹⁵⁾、との識者の見解にあるように、伝統文化の保持・継承にはたした保護法の役割は低く見積もられるべきではない。しかし他面、伝統文化の保持・継承を超えた、同文化の普及啓発の観点から保護法を再把握するなら、同法を基盤とする施策には限界がある。保護法は、現存の伝統文化の保持・継承、とりわけ保持の面に力点をおく法律であり、滅失の瀬戸際にある伝統文化に内在する価値観や精神性の周知広宣を梃子に、現代文化にたいする再帰的な省察を国民一般に促そうとする法規範ではもとよりないからである。伝統文化の現下の概況は、同文化を職能的に代々受け継ぐ家に生まれた者、または偶発的誘因に突き動かされ、同文化保持・継承の道へと入った者、あるいは地域の有志者によってかろうじて支え守られているのが実情であり、保護法単体では、伝統文化はよくて単純再生産、まして同文化を拡大再生産の循環に乗せることは難しい。

伝統文化をめぐるこのような危機的状況を背景に、国は、伝統文化の普及啓発に注力する法律を2017年に成立させた。文化芸術振興基本法（2003年）の改正法として制定された文化芸術基本法（以下、文芸基法）である。文科省の説明では、同法には「社会を発展させる手段として文化を活用し、新たに生まれた価値を文化芸術に循環させる狙い」があるとする。問題は「発展」の意味内容である。国民生活の物質的な豊かさをいっそう助長させる従来型「発展」なのか、そうではなく、人々の内面的充実を企図した「発展」なのか、である。文芸基法前文を通覧するなら、同法の立法趣旨が、ほのみえる。前文はかく記す。「・・・文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会（傍点筆者。以下、同）を形成するものである」。[文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである]。「二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術

術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、われわれに課された重要な課題になっている」。

前文（抜粋）にあたるかぎり、文芸基法は法名称のとおり、伝統文化を礎にあらたな文化芸術の創造を指向し、多様で個性に富んだ文化芸術が開花する文化芸術立国の創成に資するための法律であるとはみなしうる。

「文化芸術」の類型化を行っているのは、同法第3章である。同章で規定する文化芸術は、あたらしい文化芸術の創造を目途ともする文芸基法の性格上、対象を伝統文化に限定しない¹⁶⁾。ただし特筆すべきは、雅楽・能楽・文楽・歌舞伎等わが国古来より承継されてきた「伝統芸能の継承及び発展」(10条)、講談・落語・浪曲といった日本特有の伝来的大衆「芸能の振興」(11条)、茶道・華道・書道・食文化その他、わが国の歴史風土のなかで生まれ、いまなお国民生活の各部にその余影を残す「生活文化の振興・・・」(12条)を旧法にも増して強調している点である。保護法との対比でいえば、同法が有形・無形文化財の「保護」に重心をおいた、いわば静的な法律であるのにたいし、文芸基法は、条項上、保護法で定義するところの無形文化財、さらに同法の保護対象とはされていない生活文化の普及啓発を意図し、それら文化の包蔵する価値観・精神性と国民生活との親和をねらいとした動的な法律であるといえよう。

この事実は、文化庁予算の遷移によっても一応推認される。文化庁予算は、1030～1040億円を前後に長く据えおかれていたが、文芸基法施行翌年の2018年度予算は1080億円、2019年度は1160億円台へと増額推移している。ちなみに2021年度予算は新型コロナ対応関連費を含み、かつ、要求ベースではあるが1588億円と対前年度比48.8%の増額を見込んでいる。国家予算に占める日本の文化予算の割合は他先進国と比べ従来低すぎたとする批判も根強く、文化予算の伸び代は、まだあろう。しかしながら、東京オリンピック開催決定(2013年)との外部因が導火線になったにせよ、文化芸術予算の近年の推移は、国が、伝統文化の普及啓発に本腰を入れはじめた証左とはなる。ただそれが、伝統文化の保持→継承→普及啓発という循環基調を生みだす施策の本格始動となるのか否かを断ずるには、予算配分の吟味が必要である。以下、例を挙げ検証(2019年度予算対前年比)してみたい。

「子どもたちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を体験できる機会を提供する」〈伝統文化親子教室事業〉は1500万円増(2018年度比)の12億8400万円で1.01%の伸び、「重要無形文化財及び選定保存技術の保持者、保護団体等が行う伝承者養成、原材料・用具の確保等の事業」への補助〈無形文化財、文化財保存技術の伝承等〉は同じく1.01%増の10億5900万円、「伝統芸能の保存・振興及び現代舞台芸術の振興・普及」を担う〈日本芸術文化振興会運営交付金〉は総額こそ100億円の大台に乗せてはいるが、増加率は1.03%で前年度と大同小異の予算額である¹⁷⁾。

他方、文化芸術(伝統文化以外の文化芸術を含む)の対外的な発信施策に関しては、大盤振る舞いの予算組となっている。「日本博(新型コロナ禍の影響により中止・延期になった計画も少なくない:筆者)を呼び水とした、文化資源による観光インバウンドの拡充」に約35億円の新規予算措置、「日本文化の発信・交流の推進」に前年度比210%増の57億2700万円の割り付け、などである。

「神は細部に宿る」との諺にあるように、事項毎のかかる予算組みは、文芸基法の真の立法意図を間接的に示唆している。同法は、伝統文化の普及啓発というより、既存の伝統文化の積極的な対外発信を依り代に、外国人観光客の呼び込みを主として目論む法律であるとみなさざるをえない。たしかに文芸基法前文および10条～12条には、伝統文化の振興・普及を企図する内容が規定されている。しかし、文化芸術関連予算の割り付けより推断すれば、同法が、滅失の淵にある伝統文化の拡大再生産化にどれほどの効用をもたらす法規範となるのか現時点では疑問符が点こう。

が、より掘り下げて考えるなら、文芸基法が提示する文化芸術政策の方向性と同法の運用とは、本来、別立てで捉えられるべきものである。その一例として、文芸基法2条(基本理念)8項を取り上げておく。同項は「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない」と定め、旧法では未規定であった、伝統文化の児童生徒等への普及啓発の必要性を明示する条項として特立された。同条項に随伴する課題は、その趣旨を「趣旨倒れに終わらせない」具体的運用策の設計ならびに運用を裏打ちする予算・要員の確保である。

ところで文芸基法の成立に先行し、学校その他教育機関等における伝統文化教育の重要性につき、あらたな規定を設けた

新教育基本法の制定（2006年。以下、新教基法）も見落とせない¹⁸⁾。同法の制定に連動して見直された学校教育法は、伝統文化教育を支軸とする児童生徒の育成を「義務教育の目標」(21条)に格上げし、さらに「律令格式」にたとえていうなら「式」に相当する学習指導要領も、新教基法の施行にあわせ「伝統や文化に関する教育」のいっそうの推進を図るべく逐次の改訂がなされてきている。新教基法成立後に文科省が示した「幼稚園教育要領・小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂案等のポイント」では、「教育内容の主な改善事項」の(3)に、「伝統や文化に関する教育の充実」をおき、「国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、音楽科等において、我が国や郷土の伝統を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実」との一文が追記された。国語科での古典、社会科における歴史学習、音楽科での和楽器指導の充実や中学保健体育科において武道が必修化されたゆえんでもある。伝統文化教育に関わる基本法レベルの推進体制は、先年の文芸基法の成立をもって当面の完成をみた、と評することも可能である。

だが、基本法レベルの法律を実際の運用次元へ引き寄せる成否の鍵は、下位法令の整備をはじめ、上述のとおり予算および要員の確保にある。教基法改正の国会審議の答弁において伊吹文科大臣は、「基本法」たる法典の派生作用を巧みに説明している。「それ（新教基法：筆者）ができましたら、それに応じて各法律を改正していく。そして、その改正した法律にくっついて政令を見直し、大臣告示である例えば学習指導要領を直し、そして毎年毎年の予算でそれに刺激を与え、誘導をし、これらの考えていっている方向へ持っていきたい。そういう順序で行政というか政策というものは動くものなんですね¹⁹⁾。元大蔵官僚で実務に精通した者ならではの発言である。つまり美辞麗句を書き連ねた基本法レベルの法典をいくら立法化したとしても、立法意図の本気度・傾向性は、下位法令の整備ならびに予算の割り振りによって左右されるというこれは事実を物語っている。

以下では、中学校の音楽科を例に、伝統文化教育を担う人材（教員）育成上の課題に的を絞り検分してみたい。

学校教育活動の具体的手引である学習指導要領（法令の一種たる告示）の約10年おきの改訂毎に、文科省は、その「取扱説明書」ともいべき「学習指導要領解説」を作成している。2008年発行の解説（中学校 音楽編）には、つぎのくだり、「従前の（学習指導要領の：筆者）『和楽器については、3年間を通じて1種類以上の楽器を用いること』を踏襲しつつ、伝統や文化の教育を充実させる観点から、『表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること』を新たに示し、器楽の指導において和楽器を用いる趣旨を明らかにした」とする。

中学校音楽科における和楽器の活用は、1998年学習指導要領を嚆矢とするが、新教基法制定後に改訂された2008年指導要領では、「伝統や文化の教育」の充実という、より上位の教育目標を下支えする教育活動の一環として再定義されたのである。しかし、それら諸活動は、当該教育活動の担い手が全国の学校現場にあまねく配置され、はじめて実効化しうる施策である。国も、1998年の学習指導要領改訂以降、和楽器指導を担う教員育成のための措置を段階的に講じてはきた。教員養成の通則法令である教育職員免許法施行規則の直近の改正（2019年改正分）を例（中学校音楽科）にとれば、必修科目「器楽」の内容は「合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。」であり、同「音楽史」も「日本の伝統音楽・・・を含む。」とされている。けれども、音楽科教員養成課程を設ける大学で行われている和楽器実技指導は、一部の芸術系大学は別段、90分授業換算でせいぜい1～2回であり、「指導」ではなく「紹介」の域にとどまっているのが実情である。

伝統文化教育の推進元である文科省（文化庁）は、現役音楽科教員の和楽器に関する知識・技能の向上をめざす「伝統文化音楽普及促進事業」を数年にわたり展開し、同事業は現在（2019年度～）、文化庁主催・全国芸術系大学コンソーシアム（JUCA）共催の「伝統音楽指導者研修会」に名称・形態を変更し開催されている²⁰⁾。2019年度指導者研修会の実施要領を提示すると、同研修会（2日間）は、「実技研修コース」・「授業実践コース」の2コースに分かれ、前者は、和楽器（謡曲を含む）奏法を一定程度習得している者への奏法のさらなる習熟、後者は主に「和楽器等の基本的な奏法などを学ぶとともに、学習指導要領に基づく理論について」研修し、「授業づくりに関する指導・助言を行えるようになること」が目的とされている。

筆者は、公教育の活用による伝統文化の普及啓発に関連し、現職教員向けの研修機会の設定を高く評価するものである。大学教職課程で和楽器の指導（紹介）をうけて以降、本格的な和楽器指導法を受講する機会に恵まれない多くの音楽科教員にとって、こうした研修は福音であることに相違なく、和楽器の専門指導者→準指導者（音楽科教員）→生徒児童→和楽器への関心→専門指導者・準指導者への志向者増、という循環生起の発揚にもつながろう。しかしながら現行の研修規模では、私立・国立をあわせ全国に10,222校（2019年度学校基本調査。公立が約92%を占める）ある中学校音楽科教員の何割がその

恩恵に浴しうるのだろうか。受講希望意欲はあっても、開催場所（2019年度は東京藝術大学）・期日および受入可能数（同260人）その他の制約で、事実上、研修参加への道を閉ざされている教員が大方ではないのか（2020年度は新型コロナ禍の影響により、オンラインによる「授業実践コース」のみが開講予定（2020年12月3日時点）となっている（伝統文化教育におけるオンライン研修（教育）の可能性については、本稿Ⅳでも若干論及する））。

物事の成就には、「3つのM」が必要条件であるとされる。Men（人）、Money（財源）、Material（物）である。伝統文化教育の重要性を謳った新教基法の成立以降も、この3つのMの圧倒的不足に囲まれながら学校現場の教員は、伝統文化教育にいかに対処しているのだろうか。全国各地には、試行錯誤しつつも同教育の実践に取り組んできた教員がいる。そしてそれら事例のいくつかは、専門誌もしくは学会誌等においてすでに公にされている²¹⁾。

本論文Ⅲ・Ⅳでは、上記取組の一事例として、鹿児島市立中学校音楽科授業における能教育の実践例（2020年度）を取り上げ、予算・要員の不足—私立学校の一部や伝統文化が比較的息づく地域の公立学校は別として—という所与の条件下で取り組まざるをえない伝統文化教育の実際を報告・考察し、今後の伝統文化教育のあるべき姿をあらためて展望してみたい。

Ⅲ. 鹿児島市立中学校における伝統文化教育の実践例—音楽科「能」授業を軸に—

本論文Ⅰでも指摘されているように、わが国の伝統文化には、生活を見直す手掛かりや現代社会が置き捨ててきた価値観・精神性が含まれている可能性がある。本授業実践では、伝統文化が包蔵する一定の価値観を教師があらかじめ固定的に明示するのではなく、能鑑賞・実演をつうじ、各生徒がそこから何を感じ取ってくれるかという視点より授業計画を立て実践に移した。伝統文化が継承してきた価値観等は、生徒自身がつかみ取るという手法をとったわけである。むろん率直に告白すれば、これまで伝統文化教育と正面から対座してこなかった筆者の力量を考えたなら、同手法こそが現時点では望ましいとの判断もあった。

授業計画上の特色は、鑑賞を主体とする授業であっても、曲種に応じた発声、日本古来の美しい言語的表現を提示し、同時に身体表現（謡（うたい）を中心とする）および能で用いられる着物袴・扇等の用具を手にする時間を設けたことがある。

筆者が従来行ってきたこれまでの音楽科授業では、ピアノの音の流れで、ON・OFFの切り替えができるよう工夫を凝らしていた。結論を先取りして述べるなら、今般の能授業では、生徒の集中が途絶えたとき、能の発声や特徴ある動きを疑似体験させるようにしたことが、生徒の主體的・能動的な活動につながったように感じられた。

ところで、なぜ音楽科授業で能²³⁾を教えることとしたのか。現行学習指導要領上の伝統文化教育の位置づけもさりながら、それには先年、文化芸術法制および公教育における和文化の伝承法を研究対象とする鹿児島女子短期大学の池田教授との知遇をえたことがあった。池田教授に背中をおされるかたちで学期（2学期）開始当初は教科書の枠をふまつつも、筆者自身、以前より興味関心のあった能を、能楽師、箏曲・薩摩琵琶演奏家といった外部講師の協力をえた発展的・本格的な授業とする

計画を立てた。しかしながら新型コロナ禍の収束が見込めず、県外者の来県が困難となるなか、授業の進行と同時並行的に筆者自身が伝統文化を学び教授しなければならない、との気持ちに次第に駆られていった。そこで関係者の伝手を頼り、シテ方観世流梅若紀佳師²²⁾のICTを利用した稽古を週に1～2回の割合でつけていただき、その成果を足掛かりとして授業をすすめるという計画に変更した。生徒たちが学ぶ演目には能「羽衣」を選定し、生徒たちの反応をみながら、後掲の順で授業をすすめてゆくこととした。

ここで、「羽衣」の演目内容を少しく紹介しておこう²⁴⁾

一人の天女が地上に遊びに降りて来た。富士の袂の三保の松原で、水浴びをしている際に、松に掛けた羽衣を漁師



図-1 着物・袴姿で、扇子を用いての指導

にとられてしまった。漁師の名は白龍といった。羽衣を宝にしようとおもったのである。天女は羽衣がないと天上に帰ることはできないと泣きつく。天女は次第に衰弱し、冠につけた「かざしの花」がしおしおと衰えてくる。白龍は、天女の舞楽を見せてくれるのなら羽衣を返そうという。が、羽衣がないと舞楽は舞えない。白龍は、羽衣を返したら、そのまま天上へ逃げ帰ってしまうつもりだろうと疑う。天女はやさしく言い返す。「いや、疑ひは人間にあり。天に偽りなきものを」・・・やがて天女が舞を舞い始めると、天上に浮遊してゆく。国の繁栄を天女は約束しつつ、富士の山頂から天上へ渡る道をたどって月の世界へ帰っていった。あとには茫然と見送る白龍の姿と、名残り惜しいように余韻を残す松風があるばかりであった。

なんとも切なく、また、能の演目一般にいえることであるが人間心理の機微に触れる内容であろうか。授業では、「羽衣」をとおしで取り上げたわけではなく、触りの部分を生徒たちに鑑賞させたにすぎない。が、室町期、足利将軍家の庇護をうけながらも観阿弥・世阿弥親子によって完成の域に高められ、今日まで連綿と継承されてきた「能」という伝統文化を学ぶことで、わが国の伝統文化を誇りにおもう気持ちや態度が育まれ、ひいては市民・国民の一人として国や地域を慈しむ気持ちが生徒に芽生えることを期待した。この点、本論文Ⅱで言及されている教育基本法2条5号の趣旨²⁵⁾のとおりである。

つぎに、今次の授業実践の具体的工程の大筋を以下に示す。

【教室環境構成】

○ 音楽室に暗幕を掛け、パワーポイントで「越天楽」の映像とBGMが流れる環境を設定。

- 1) 入り口で「草」（簡略な）の挨拶（一礼）をする。
- 2) 運び（能における足の動き）で自分の席まで移動する。
- 3) 机にあるアンケートに答えながら鑑賞する。



図-2 雅楽のBGMの流れるなか、暗幕を掛けた音楽室

(1) 【動画鑑賞；女性能楽師「梅若紀佳」のインタビューの様子等】

○ 能楽師の日常の生活に触れさせ、厳しい修行の世界を知り、伝統文化を継承することを考える。

- 1) 外国人の眼から見た日本を通じ、日本文化の特質を理解させる。
- 2) 梅若師の印象に残る言葉を抜き出して、生徒自身にその意味や意義を考えさせる。



図-3 梅若紀佳師（左） 同志長氏（右）

(2) 【梅若研能会：舞台動画鑑賞】

- 能舞台の実際を觀せ、謡い方、日本の伝統芸能の発声の仕方、姿勢、舞を鑑賞する。
 - 1) 挙措動作のなかでとくに感じた部分を記録させる。
 - 2) 各自が感じた部分を発表し、他者と自身の視点の異同を認識させる。

(3) 【狂言鑑賞・体験】

- 能楽師狂言方野村萬斎の発声の基礎基本を体験し、能の合間に演じられる狂言の世界を味わう。
 - 1) 視聴しながら、狂言の発声方法を体験する。
 - 2) グループで発表する。
 - 3) 能とは異なる狂言の独特な所作をみつけて発表する。

(4) 【羽衣鑑賞・謡実演】

- 「羽衣」の鑑賞。リズムがあり覚えやすい謡の部分は複数回視聴する。
 - 1) 視聴しながらアンケートに記録する。
 - 2) 教師の問いについて考える。
 - 3) 「羽衣」の一節を謡う。

クラスによっては、上記(1)～(4)の順序通りに運ばない事例もあったが、おおむね上記計画にそくした授業を行なった。

では、授業における生徒の反応はどのようなものであったか。以下、そのいくつかを筆者の主観もいささか織り交ぜつつ記しておこう。

筆者の勤務校においては、日常生活において伝統文化に触れている気配がまったく感じられない生徒がほとんどである。住環境ひとつをとってみても、床の間はおろか和室さえない住宅に（とりわけ集合住宅では）居住する生徒も少なくない。こうした生徒たちにたいして、音楽室に暗幕を掛け、雅楽のBGMを流すなかでの授業開始は学習意欲を掻き立てるものとなった。生徒の声（アンケート（生徒の発言を含む。以下、同）を拾ったところ、「他の鑑賞授業より静かに鑑賞ができた」、「ワクワクした」との反応が多くみられた。同時に、「型」からの体得を重視する「和文化（伝統文化）」の特質にのっとり、一礼ののち教室に入室し、能の足運びで座席まで移動させたことは、休憩時間モードから2～3秒で授業を受ける態勢を整えるうえで効果的であった。

能DVD鑑賞前のアンケートでは、「伝統文化に興味・関心はあるか」との問いに、大多数の生徒が否定的な回答を示していた。伝統文化より、むしろ最新の欧米文化（ポップス・タレント・映画等（韓流文化も入ろう））に通じている方が「い

まどきの中学生」として誇れるといった所見すら散見された。そこで、「海外から見た日本」というDVDを視聴させたところ、現代日本文化の底流に脈打つ伝統文化の余韻を感じ取る生徒がではじめた。自国文化の長所・利点を身内同士（この場合は日本人）で我田引水的にほめそやすより、異文化との対比による自国文化への「気付き」が重要であることが分かった。この後、梅若師から寄贈された映像「梅若紀佳氏へのインタビュー」の視聴に移った。中学生とも年齢の近い20代の女性能楽師へのインタビュー（の応答）に生徒たちは親近感を覚えた様子で、以後、受け身ではなく主体的に授業へ取り組む生徒が目に見えて増え、能に関して積極的に質問を行う者まで現れた。そうした変化の延長線上には、梅若師の実弟である志長氏の仕舞「屋島」を収録した映像を視聴させた際、姿勢を正し、スクリーンに集中する生徒たちの姿があった。

如上の実践経緯より、伝統文化教育においては、伝統文化の一方的教示とは距離をおき、多面的教育手法の段階的な組み上げが有効であることが推察された。この点は、筆者がこれからも伝統文化教育を担当するかぎり、押さえておくべき教育上の重要要素であると考ええる。

生徒の実技面の指導については、「羽衣」の謡の一節を活用した。最初に梅若師の謡を手本としたところ、生徒たちは、洋楽の5線符の音階には収斂しきれない声と抑揚にカルチャーショックをうけた模様で、「綺麗」、「すごい」といった感想を口々に漏らしていた。短時間の実技指導、かつ、洋楽のベルカント（belcanto）唱法に慣れ親しんだ生徒たちにとっては、本職の能楽師の謡の「真似事の真似事」をするだけで精一杯の感もあったが、それは些末な問題である。公立中学での伝統文化授業は職業能楽師をめざすための授業ではなく、むしろ逆にそうであってはならない。授業の目的は、西洋の音階とは明らかに違う音階を能・狂言は有し、文化の多様性としてその事実を理解させることだからである。

Ⅳ. 授業実践の省察

抽象次元ではない具体次元の授業の目標として、筆者の胸中には、年末年始に生徒が家庭で「羽衣」の謡の一部分でも披露できるようになることがあった。数回というかぎられた授業時数で、生徒各自が能の音階に合わせ「羽衣」の謡のさわり部分だけでも差し当たり謡えるようになったことは、筆者にとっても予想外であった。

しかし、ICTによる筆者自身の遠隔稽古の積み上げがなければ、今般の取組も、通り一遍の鑑賞授業に終始していた可能性が高い。能をはじめ伝統文化教育は、外部専門家をサポート役として学内へ定期的に招いての授業が理想であると考えられるが、人材の招聘が比較的容易な大都市圏の学校は格別、多数の地方公立校にとってそれは物理的に無理筋な話であり、であれば次善の策ながら、教員・児童生徒双方にとり、伝統文化教育全般にわたるICTの効果的活用の研究が急務であるとおもわれた。

「能は敷居が高く、難解であるが、演目の解説を工夫すれば、各演目はわれわれの日常生活と重なる部分も少なくない内容であることを中学生なら一個人差はあるにせよ一理解できるはず」と梅若師は語る。加えて、専門の演者が梅若師のような若手であれば、生徒たちは伝統文化をいっそう身近な文化として感じることも期待できよう。ただ一方、音楽科授業に関わるハード面の充実も不可欠である。具体的には、一定数の和楽器、教室の設え一稼働式舞台その他一、専門家と生徒を架橋するICT機器類の整備といった事柄である。裏面から述べれば、これら条件がまったく整わない環境下の授業では、伝統文化教育の重要性をどれほど声高に叫んでも、生徒たちへの教育的感作は限局的なものとならざるをえない。また、本論文Ⅱで池田教授が指摘するように、現行の音楽科教員養成課程においては、一部の大学を除き、和楽器や伝統文化を体系的に修得する機会ほとんどない。伝統文化の基礎的理解（歴史・精神性等）に立った和楽器技能の一応の修得のうえに授業を展開するには、通常の授業準備の数倍の時間が必要となる²⁰⁾。今次実践では、梅若師および池田教授の力添えをいただきながら、伝統文化の本質に曲がりなりにも迫りえる授業ができたのではないかと想察するが、専門家による部分的支援もないワンオペレーション体制の音楽科授業で、伝統文化教育を効果的にしええることは困難であることもあわせて痛感させられた。同時に今般の取組では、能というわが国の伝統文化理解を経て、生徒たちの内面がいかに変移し、それが彼・彼女等の将来にとってどのような肯定的作用を及ぼすのか、という考察については手つかずに終わった。アンケートの活用により、授業前・後における生徒の心情の変化を読み取ることはできる。しかし、そうした心情が一過性のものにすぎないのか、否、中長期にわたり生徒の価値観形成に影響を与えつづけるのかの判別はたやすくはない。

本年度は、能を軸とした伝統文化教育の初年度ということもあり、授業実践の教育効果の射程を長期に設定・計測する力量が筆者に不足していた。次年度以降、こうした課題解決の糸口を、自身の実践研究ならびに関係者の助言を元に見出して

ゆきたいと考える。

V. 小括

本論文では、現場教師・職業能楽師さらに教育法制研究者それぞれの立場から関わった「能」を軸とする公立中学校での伝統文化教育の実際を考察した。考察の初発点には、わが国伝統文化を取り巻く各者の危機意識があった。「多様性」が社会的符丁のようになった近年の風潮とは裏腹に、国内を襲う monotony (単一化) —西欧化—の波はますます勢いを増している。いまや多くの日本人の日常 (生活文化) は、西欧人のそれとほぼ同色の色合いに染め上げられている。

生活文化の「多様性」の回復にはどのような手立てがあるのか。「茶の湯」で用いられる禅語に、他者・外部の事物をいたずらに追い求めず「日々の足元を見詰めよ」という意の「看脚下」なる言葉がある。「多様性」の回復にはもう一度伝来の自国文化を見詰めなおす必要があるのではないかとわれわれは考えた。しかし、思考次元の所為に止まっているだけでは想念の遊戯で終わってしまう。思考の先には、伝統文化の保持・継承とならび普及啓発の方途を見出し、その実践としての事実行為がともなわなければならない。

池田・上嶋は、伝統文化の普及啓発の場としての公立義務教育学校に着目し、鹿児島市立中学校の音楽科授業をとおした伝統文化教育を上記三者のいわば共同作業によって組み上げ、その成果をとりまとめた。伝統文化教育の実践および成果の考察過程からは、数多の課題があらためて浮き彫りにされた。伝統文化関連法制の機能不全、伝統文化を担い支える人材の不足、教員養成・研修制度における欠缺、伝統文化教育の遂行に必要な物的条件の未整備等の諸課題である。これら課題の克服は短兵急にできるものではない。そのためには並行して、現代社会におけるわが国伝統文化の意義のさらなる解明をはじめ、教育機関・関係団体を巻き込んだ普及啓発手法の考案・工夫といった多面にわたる労作の有機的な結合が求められる。

本研究を緒に、これからも専門領域を異にし合う関係者の力を借りた「研究手法の多層性」も保ちつつ継続的に研究を進展させ、伝統文化の振興に裨益してゆけるよう努めたい。

最後に、今般の授業実践に関して、多忙な舞台公演等の合間をぬって惜しめない助言・支援をくださった梅若紀佳師に謝意を表し稿を括ることとする。

(註)

- 1) 生来病弱であった大正天皇は、1926 (大正15) 年12月、静養先の葉山御用邸内で病状が深刻化し、同月24日危篤に陥り、同25日未明、薬石効なく崩御された。ただちに皇太子裕仁親王が踐祚し、同日、昭和元年の幕開けとなったが、昭和元年は実質1週間に満たず、翌1927年1月1日をもって昭和2年となる。
- 2) 総務省統計局『人口推計』(www.jpss.go.jp/syoushika/tokei/Popular/P_Detail2019)
- 3) いまをさかのぼること63年まえに催された「日本フォーラム」座談会の席上、比較文学研究者であるロゲンドルフ (Roggendorf, Joseph, 1908-1982) 上智大学教授は、伝統文化めぐの実態につき以下のように提議している。「日本の現代化を肯定しながら、在来の日本の精神を (多様性保持の観点から: 筆者) 保ってゆくには、意識的な努力が必要だと思います。ゲーテの言葉に (Was ihr ererbt von euern Vätern, Erwerbetes, um es zu besitzen!) つまり、先祖から伝えられたものをわが身のものとするために、それを獲得しなければならない、修得しなければならない、握らなくちゃいかぬと言うのがありますが、この、自ら獲得すべきであるという、献身的な努力は、単に自分のために各自が払う努力ばかりでなく、広く教育一般をも指しているとも考えられるのです。・・学校の教員も父兄も、日本古来の文化財 (価値観も含む: 筆者) の中から特に貴重と思われる宝物を探し出して、これをどういう手段で若い世代に伝えるかいうことを、もっと慎重に検討すべきではないでしょうか」(日本文化フォーラム編『日本文化の伝統と変遷』新潮社、1957年、209-201頁)。ロゲンドルフ教授の半世紀以上まえの危惧は、すでに現実の事態となっている。たとえば兵庫県教育委員会による、県内で確認されていた4465件の地域伝統行事のうち453件が廃絶、205件が存続の危機に瀕しているという調査事実 (2017年度~2019年度) を、2021年1月4日付の神戸新聞は報じている (<https://www.kobe-np.co.jp>)。
- 4) 「わび・さび」観念を中軸とする「茶の湯」は、室町期以降、戦乱の世に生きる武人たちのあるときは緊張を解きほぐすため、またあるときは武人相互の融和協調を図るため、男性を中心—もとより「茶の湯」を愛した女性たちも多くいた—に継承されてきた伝統文化であった。が、明治維新の到来により武士階級の支えを失った茶道界はあらたな支え手を見出す必要に迫られた。武士階級に代わり「茶の湯」継承の表舞台に立つようになったのが女性である。女性には礼法の一態様としての「茶の湯」修得が勸奨されるようになり、昭和第I期までは正課の学校教育活動のなかに「茶の湯」を組み入れ、週あたり数時間の稽古を女性徒へ必修化する学校もみられた。伝統文化教育研究者の安倍崇慶は、「明治末から芸道社会は、それまでの男性中心の

世界から女性を受け入れるようになる。やがて、芸道社会は、女性中心社会へと変貌する」と指摘している（安倍崇慶『芸道の教育』ナカニシヤ出版、1997年、200頁）。注目したいのは、女性のための中等教育機関「高等女学校」のはたした役割である。戦前期、女性進学率の上昇とともに、高等女学校が茶の湯をはじめとする芸道社会と女性の結節点となったことは疑いえない。女性と「茶の湯」の関係の変遷については、加藤恵津子『〈お茶〉はなぜ女のものになったか』（紀伊國屋書店、2004年）、依田徹『女性と茶の湯のものがたり物語』（淡交社、2016年）に詳しい。

- 5) 日本国民に戦争贖罪意識を植え付けるため占領当局（GHQ）が実施した War Guilt Information Program（WGIP）である。新聞・ラジオ・映画各媒体を総動員し、神道の好戦性、戦犯処罰の正当性、神話に基づく天皇制の過誤等を国民各層に刷り込もうとした WGIP の作為性に疑念の眼を向ける国民もいたが、数年にわたり実施された WGIP により、戦後、旧軍部首脳にたいする怨恨感情はいうにおよばず、わが国古来の伝統をも非合理的で恥ずべき慣行とみなす風潮が社会一般に蔓延するようになる。この呪縛下にあるマスコミ・識者・国民はいまだ少なくない。なお、WGIP の詳細については、たとえば有山輝雄『占領期メディア史研究—自由と統制・1945年—』（柏書房、1996年）等を参照されたい。
- 6) 西洋由来の近代主義の陰影を独自の視点から抉り出す批評家の渡辺京二も、「現代の社会が過去のどの社会よりもすぐれている点といえば、衣食住における貧困を基本的に克服したこと」にあるとし、「近代がそれ以前の生活の貧しさを決定的に乗り越えた意義を損なうものではない」と断じている（渡辺京二『近代の呪い』平凡社、2013年、138-139頁）。しかしながら衣食住の貧困克服の裏面には、地球資源のあくなき収奪という事実が隠されており、地球のスペアがないかぎり、これまでのような経済（生活）向上路線が、早晚、行き詰まるのは自明である。
- 7) 中野三敏『江戸文化再考 これからの近代を創るために』（笠間書院、2012年）21頁。
- 8) 池田哲之『『和文化』私論（Ⅰ）—現代日本社会における『和文化の位相』—』社会人文学会『社会と人文』第17号（2020年）。
- 9) 〈社会情報データ図録〉(honkawa2.sakurane.jp/5226e.html) は、「空襲死亡者の最も少ない県としては、石川の27人が最も少なく、このほか、山形、長野、滋賀、奈良が100人未満と」記したうえで「大都市を抱える地域としては京都が132人と目立って少なくなっている。これは、大阪や兵庫を目的地とした空襲で消費できなかった爆弾の投下のみで、主たる空襲目的地とならなかったからであるが、その理由としては、米国による文化遺産保護のための意図的な回避というより、軍需施設が少ないための（空襲：筆者）優先順位の低さによるものと考えられている」と結論づけている。京都・奈良方面への空襲の少なさの要因を、米国によるわが国伝統文化財保護政策に求める一時期流布されたが、同説は、占領当局の伝統文化否定政策との整合性に欠けている。
- 10) 旧文化財保護法に追加された条文は多岐にわたるが、文化財保護法改正法案審議（衆議院文部科学委員会 2018.5.16）のおり、文化財保護法改正の目的に関し、尾身智子議員は、「先ほど大臣がおっしゃいましたとおり、文化という幅が広がり、それが町づくり、地域おこし、またさらにはインバウンドで日本を訪れてくださる外国の皆様方にとっても、日本のよさを認識していただく契機になればというふうにより思っております」との前振りにつづき、「林大臣からお話をいただきましたけれども、我が国が目指す文化芸術立国の実現のためには、フランスのような大幅な予算の拡充も必要だというふうに考えております。本改正案は、地域の文化財の保存、活用へと光を当てる本当に希望の光であるとともに、文化芸術立国の実現への一つのステップ」（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minld>）と賛同の意を表している。同議員の弁は総論的には肯綮に値するが、本文で指摘したように、法条に規定された各趣旨の強弱は、事実上、予算の割り付け次第で左右される。
- 11) 人を呼べる「稼げる」文化財には人的・物的支援が行われやすくなる一方、「稼げない」文化財の切り捨てにはなりはしないかという懸念である。
- 12) 「茶の湯」の精神・価値観を表徴する言葉に「和敬清寂」がある。同語は、「和にはじまり、敬・寂を通じて深まり、寂滅の境地に至って円融する『直心の交わり』の極意」を表しているとされる（沖本克己・竹貫勝元『これで大丈夫 禅語百科』淡交社、1998年、150頁）。茶器名品の愛蔵家である事実と上記精神の体得者であるか否かとの間にはなんらの論理関係性もない。別異なる角度から述べれば、簡素な茶道具一式のみを所持する者であっても、真心を込めたおりおりの茶事を通じ「和敬清寂」の精神は体得しえる。
- 13) 京都学派を代表する哲学者で、昭和期初頭、法政大学文学部哲学科教授を務める。
- 14) 雑誌『婦人公論』（1941年）上にて発表した論稿。
- 15) 朝日新聞「文化の扉」（2017年4月30日付）紙上における、サントリー学芸賞受賞者で建築史家の陣内秀信法政大学教授の発言（<https://www.asahi.com/articles/DA3S12916786.html>）。
- 16) たとえば、映画、漫画、アニメーションあるいはコンピューター等を利用したメディア芸術の振興規定も設けている（9条）。
- 17) 「2019年度文化庁予算の概要」（https://bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/pdf/r1_yosan.pdf）。ただし、文化芸術基本法の施行によって、伝統文化振興・普及啓発予算へのさらなる配慮がなされてゆく可能性は以前より増した。その原動力は、伝統文化に携わる関係者の声とならび、現代社会における伝統文化の意義を解明してゆく地道な研究・実践活動にある。
- 18) 教育基本法改正の動きが本格的に政治日程に上るのは、「小淵首相が2000（平成12）年1月の施政方針演説において教育基法

本改正の方針を提起したことに始まる」(佐々木幸寿『改正教育基本法—制定過程と政府解釈の論点—』日本文教出版、2009年、2頁)。占領下に制定された教基法に関しては、制定直後より、保守陣営を中心とした改正を求める政治勢力の存在があった。しかしながら保革両陣営の伯仲状況がつかず、革新側は同法改正を「憲法改正の一里塚」と位置づけることで自派勢力の維持を保つ政治戦略を採るようになり、改正議論は長年封印されてきた。加えて、保守派が拘泥した「伝統文化尊重」や「愛国心育成」条項新設への戦後トラウマ的拒絶反応が強く予想されたことも、教基法の改正を困難にしていた要因であった。が、革新勢力の退潮と1990年代中盤以降の青少年凶悪犯罪報道の加熱化(事実としては同時期、青少年による凶悪犯罪は特段増加していたわけではない)による戦後教育批判世論の後押しもあり、第1次安倍政権下の2006年12月、教基法改正、同月、新教基法の施行にいたる。憲法の「思想・良心の自由」条項との矛盾抵触を避けるため、伝統文化尊重条項は、愛国心の意義とも抱き合わせるかたちでつぎのように規定された(新教育基本法(教育の目標)2条5号)。「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」。本条項はあくまで一被教育者の一態度に着目するだけで、個人の内心にまで踏み込む条項ではないとする論法である。具体的教育目標を明定した新教基法の教育現場への落とし込み段階での憲法的制約については、別稿(池田哲之「公教育における『教科』道徳の位相—『教科』道徳の憲法的限界性—」鹿児島女子短期大学『鹿児島女子短期大学紀要』第51号(2016年)で論じているのでこれ以上立ち入らないが、本条項の特立により、伝統文化教育は、教育に関する根本法典の裏打ちをえて実施しえることとなった。

- 19) 第165国会「衆議院 教育基本法改正に関する特別委員会2006.11.1」(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?mind>)。
- 20) 2019年度の研修会では、260名の定員にたいし参加者は144名で、定員充足率は5割強にすぎない。開催場所を東京に限定し、夏季休業中とはいえ研修期日を平日の2日間に設定するだけでは、参加教員の絶対数の増加は見込み薄である。全国ブロック別開催や開催期日の複数設定の検討が必要である。開催場所の借り上げ、協力講師への謝金支出等、それには3Mのうち最低1M(Money)の大幅増が不可欠となる。
- 21) 伝統文化教育の実践報告あるいは教材開発を考察したものとして、中村哲編『「伝統や文化」に関する教育の性格と教材開発』(銀河書籍、2019年)、安倍崇慶・中村哲編著『「伝統と文化」に関する教育課程の編成と授業実践』(風間書房、2012年)、人間教育研究協議会編『伝統・文化の教育』(金子書房、2008年)他がある。また、定期刊行教育誌の『教職研修』(教育開発研究所)は、2009年9月号で「伝統と文化を尊重する教育の充実」を特集し、さらに国立教育政策研究所は、全国の伝統文化教育指定校(小・中・高等学校)における近年の実践報告を特設サイトで紹介している。後者は、伝統文化教育に腐心する学校関係者の道標となるサイトであり、一見をお勧めしたい(https://nier.go.jp/kaihatsu/shiteikou-seikahoukoku-sonot_dentob.html)。
- 22) 1996年生まれ。3世梅若万三郎を祖父にもつ。能楽界では数少ない気鋭の若手女性能楽師。東京藝大邦楽科卒業後、東京を中心に全国各地での舞台公演に臨む。
- 23) 「大雑把な言い方だが、能は室町時代(14世紀)に始まった芸能である。ユネスコの文化遺産の第一回登録(2008年:筆者)に、ほかの芸能に先んじて堂々指定された、世界最古の演劇である。その間さまざまな変化を経ながらも、大筋では原型を保ってきた日本の芸能のルーツでもある。現代でも、能の本質は変わることなく受け継がれ、いまでも生きている」(多田富雄監修『あらすじで読む 名作能50選』世界文化社、2015年)2頁。
- 24) 多田、同書84頁。
- 25) (註)18) 参照。
- 26) 今般の授業実践にあたり、伝統文化に関する素養の不足を痛感した筆者(上島)ではあるが、2020年6月、一般社団法人東洋文化教育研究所研究員の一員にさいわい加えていただくことができ、伝統文化を継続的・専門的に学ぶ場をえるところとなった。これからも伝統文化の意義・魅力を生徒たちに伝えるため、実践と研究の往還に努めてゆきたい。

(2021年1月13日 受理)